

掛川市専用水道取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に規定する専用水道に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事の確認申請等)

第2条 法第32条の規定による確認の申請は、様式第1号による申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請に係る設計が、法第5条の規定による施設基準に適合するか否か等の確認を行ったときは、その結果に応じて次の各号に掲げる様式による通知書を当該申請者に交付するものとする。

(1) 適合することを確認した旨の通知 様式第2号

(2) 適合しないと認めた旨の通知 様式第3号

3 法第33条第3項の規定による専用水道の確認申請書に記載した事項の変更の届出は様式第4号により行うものとする。

(専用水道の給水開始の届出等)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項前段の規定による給水を開始しようとする旨の届出は、様式第5号により行うものとする。また、当該届出には同項後段の規定により法第20条の規定による水質検査を行った旨の成績書及び施設検査を行った旨の報告書の添付を求めるものとする。

(専用水道の水道技術管理者設置等の報告)

第4条 専用水道設置者が法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、様式第6号によりその旨の報告を求めるものとする。また、当該水道技術管理者を変更したときは、様式第7号によりその旨の報告を求めるものとする。

(専用水道台帳の提出等)

第5条 専用水道設置者は専用水道の給水を開始する前に、様式第8号により専用水道台帳を提出するものとする。

2 専用水道台帳に記載した事項の変更の届出は様式第9号により行うものとする。

(現地立入検査)

第6条 専用水道設置者は法第34条第1項において準用する法第39条第2項の規定により現地立入検査を受けなければならない。

(専用水道の水質検査結果の報告)

第7条 専用水道設置者が法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行ったときは、その検査成績書の写しの提出を求めるものとする。

(業務の委託の届出等)

第8条 法第34条第1項において準用する法第24条の第3第2項の規定による業務の委託の届出は、様式第10号により行うものとする。

2 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定による業務の委託に係る契約の失効の届出は、様式第11号により行うものとする。

3 専用水道業務委託届出書の記載事項に変更が生じた場合の届出は、様式第12号により行うものとする。

(専用水道の廃止の届出)

第9条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに様式第13号により、その旨を市長に届出なければならない。

(改善の指示等)

第10条 法第36条第1項の規定による改善の指示は、様式第14号により行うものとする。

2 法第36条第2項の規定による水道技術管理者の変更の勧告は、様式第15号により行うものとする。

(給水停止命令)

第11条 法第37条の規定により専用水道の設置者に対して給水の停止を命じるときは、様式第16号により行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年度 月 日から施行する。